

琉球大学学術リポジトリ

「中國武員無端生事」 —李揚才事件（1878-79年）に関する一考察—

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: ja 出版者: 琉球大学国際地域創造学部地域文化科学プログラム 公開日: 2023-05-09 キーワード (Ja): 李揚才, 北圻, 華人私兵集団, 「剿匪」, 清朝, 阮朝 キーワード (En): 作成者: 望月, 直人 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.24564/0002019803 |

[論 文]

「中國武員無端生事」
—李揚才事件（1878-79年）に関する一考察—

望 月 直 人

(琉球大学国際地域創造学部)

“A Military Officer of the Middle Kingdom Caused Trouble with
No Reason.”: An Analysis of the Insurrection of Li Yangcai, 1878-1879.

Naoto MOCHIZUKI

(Faculty of Global and Regional Studies, University of the Ryukyus)

要 旨

1878 年末、清朝の武官—具体的には広西省潯州協副将—李揚才が反乱を起こし、ベトナム李朝の末裔を名乗ってベトナム北部へ侵入した。この事件は、ベトナムの保護国化を目指すフランスと伝統的な「天朝」と「藩属」の関係を阮朝との間にも築いていた清朝の競合に少なからず影響を与え、後の清仏戦争につながってゆく。

では、この李揚才事件は、どのような歴史的背景から生じたものと理解すればよいだろうか。そもそも清朝の武官がベトナム王朝の末裔を名乗って蹶起するという事件は、他に類例を見ない。また、当時のベトナムでは、黒旗軍など中国から流入した華人私兵集団が割拠していたが、李揚才は歴とした清朝の高位の武官であって、一見のところ、同列には語り得ない。

ただ、すでに指摘されているように、その武装反乱の間、李揚才は華人私兵集団と提携した。本稿は特にその点を掘り下げて考察し、李揚才が清朝官員として軍務についていた時期から華人私兵集団と関係結び、それが彼の蹶起につながったという仮説を提示する。

キーワード：李揚才、北圻、華人私兵集団、「剿匪」、清朝、阮朝

序論

1874 年、フランスはベトナム阮朝と第二次サイゴン条約を締結し、ベトナム全土の植民地化への足がかりをつけた。しかしながら、北圻（ベトナム北部）では、1869 年より清朝・広西省軍が中核となって「剿匪」を行っており、これがフランスにとって問題となった。フランス駐清公使ロッシュェシュアル（Louis-Jules-Emilien, Comte de Rochechouart）は自らの照会や「総理衙門の回答」に細工を施し、清朝が撤退要求を受け入れたかのごとく見せる。そ

の間に華人私兵集団の黄旗軍の首領黄崇英の捕縛をもって清朝軍がいったん撤退し、フランスの受け入れられない状況は実際においても解消された。フランスはこの状況においては、ベトナムによる清朝への朝貢を「ただの儀礼」と位置付けて見逃すこととなる。こうして、第二次サイゴン条約にも関わらず、ひとまず清越関係と仏越関係は棲み分けることになった¹。

ところが、1878年9月、清朝の武官である李揚才が反乱を起こし、ベトナム李朝の末裔と自称して北圻へ侵入した。この侵入事件（以下、李揚才事件、と記す）は、清朝による北圻への再出兵を招来した。これが清仏の緊張関係に影響し、フランスがベトナムへの派兵に向けて動き出す要因の一つとなった²。出兵により清朝がベトナムでの自身のプレゼンスを示したことが、フランスを刺激したのである。さらに、李揚才の掃討後も清朝軍は北圻から撤退せずに駐留を続け、1881年にフランス議会在ベトナムへの派兵を決定すると、清朝は李揚才事件以降も駐留していた部隊を増強する形で軍事的に対峙する政策を取るようになる。また、李揚才事件での派兵を清朝のベトナムに対する宗主権・保護権の行使と位置づけ直して、フランスとの交渉の有力な論拠の一つとしていく。

このような「越南」問題における重要性から、多くの先行研究は李揚才事件について言及しており、事件の具体的な経過もおおむね明らかになっている³。しかしながら、この事件については、いまだ解明すべき大きな疑問がいまだ残されているように思われる。

19世紀半ばより北圻では華人私兵集団の活動が激しくなり、阮朝の支配は揺らいでいた。しかしながら、李揚才は歴とした清朝の武官であり、李揚才の討伐を命じる上諭も「ここに中国の武官の身分でゆえなく面倒事を起こしたのは、まことにみっともないことである（茲以中國武員無端生事、實屬不成事體）」としていることから、それまで北圻で清朝軍が「剿匪」の対象としてきた華人私兵集団の首領と同列には語りえない⁴。

また、1009年に李公蘊（太祖）の興した李朝は、1226年に李朝最後の皇帝でベトナム唯一の女帝である李佛金（昭皇）が陳朝初代の陳煚（太宗）と結婚することで皇帝位を禅譲して王朝の歴史を閉じており、李揚才の生きた19世紀とはあまりに隔たっている。また李朝創業者の李公蘊は福建にルーツを持つという説もあるが、李揚才の家系がこれに連なっていると主張されたわけでもない。李朝の末裔というのは、竹田龍二が述べるように、やはり李揚才の「単なる思い付きにすぎなかった」と捉えるべきである⁵。反乱者が過去の王朝の

¹ 望月直人「フランス対清朝サイゴン条約通告とベトナム出兵問題—1870年代後半、ベトナムをめぐる清仏関係の再考」『東洋史研究』第68巻第3号、2009年。

² 1880年1月にフランス海軍省内で作成された覚書には、「残るは、ベトナムの宗主であるという中国の権利（des droits de la Chine à la suzeraineté de l'Annam）の問題である。最近、天朝は治安回復を目的とした北圻への軍隊派遣においてこの権利を行使し、その軍隊の一部は現在もなおベトナム内に駐留しているのだ」と記されている（MAE/MDA 36, Note sur les affaires du Tonquin, écrit par Ministère de la Marine et des Colonies, janvier 1880.）。

³ 鄭永常「越南阮朝嗣德帝的外交困境 1868—1880」『成大歴史学報』第28号、2005年。Charles Fourniau, “La genèse et l'évolution de l'affaire du Tonkin,” *Revue Historique* Octobre—Decembre 1971, Admiral Jaureguiberry and the French Scramble for Tonkin, 1879-83, *French Historical Studies*, XI, 1979.

⁴ 『徳宗景皇帝實録』巻79、光緒四年十月初六日の条。

⁵ 竹田龍二「阮朝初期の清との関係（1802-1870年）」（山本達郎編『ベトナム中国関係史—

末裔を名乗ることは中国でもベトナムでも常見することであり、李朝の末裔をかたったのもベトナムで活動するうえでの戦略の一環と解釈できるが、李揚才がベトナムに侵攻した動機・背景そのものにはならないだろう⁶。

では、李揚才事件はベトナムと歴史的に何の脈絡もない個人の起こした突発的な事件と見做してよいのであろうか。そこであらためて注目したいのが、北圻で活動した華人私兵集団である。李揚才は、自らが広西省・広東省から連れていった手勢のみでベトナムを征服しようと考えたわけでない。すでに竹田龍二が言及しているように、李揚才は「陸之平・覃四娣・高十二・葉成林らの股匪と相呼応して」ベトナムの「北辺の諸地を劫略していた」のである⁷。とすれば、やはりベトナムにおける華人私兵集団の存在が、李揚才事件の呼び水になった可能性を検討する必要がある。このような問題意識から、本稿は史料の中に現れた李揚才と華人私兵集団の関係に焦点をあてて事件の歴史的背景を考察したいと考える。

第1章 李揚才の人物像と事件の経過

李揚才は、広東省廉州府靈山県の人で、若いころに「武童」となり、長江流域で太平天国の乱の鎮圧に参加したのち、広東省や広西省、ベトナムと転戦した⁸。この時期には団練・郷勇の統率者や反乱軍から鞍替えして官軍の武官になった人物が多いが、李揚才はあくまで「武童」の出身であるので、一貫して清朝の官軍の中でキャリアを積んだことになる。とはいえ、武進士や武舉人などの身分を得ているわけではないから、軍功で昇進した所謂たたき上げだったと見られる。

彼の個人的武勇については、長らく彼の上官であった広西提督馮子材の、「勇敢で戦に長けていた（驍勇善戦）」との評価がある。また、左江鎮総兵劉玉成は「李揚才は財貨を珍重せず部下にふるまったので、他人が喜んで彼の部下として働いた（李揚才輕財好施、人樂爲用）」としている⁹。李揚才は人心を掌握する術をよく心得ていたようである。さらに、仏領コーチシナ総督ラフォン（Louis Charles Georges Jules Lafont）によれば、反乱を起こしてベトナムへ侵入した当初、李揚才は配下を厳格に統制し、彼の部隊は略奪を行わなかったという¹⁰。劉坤一も、李揚才が「途上であまり騷擾せず（沿途不甚騷擾）」、捕虜にした阮朝の官員・兵士も殺害しなかったと記す¹¹。『申報』も現地からの情報に基づいて、李揚才が商人に対して略奪・恐喝をせず、公正な価格で物資を購入したと述べる¹²。李揚才と彼の集団の現地における穏当な振舞いは、人心掌握を意図したパフォーマンスと見るべきであろう。とは

曲氏の抬頭から清仏戦争まで』山川出版社、1975年）、521頁。

⁶ 中国の現役武官がベトナムの王朝の末裔を称してベトナムでの建国を企てたのは、この李揚才事件が空前絶後であると思われる。しかし、民間では、乾隆年間に雲南省土富州の「土民」である農付揺らが莫朝の末裔を名乗ってベトナムに侵入した事例がある（『明清史料』庚編第一本「内有「出交滋事案」殘件」乾隆二十二年頃）。

⁷ 竹田龍二「阮朝初期の清との関係（1802-1870年）」、520頁。

⁸ 『軍牘集要』卷八「會奏武員招勇潛赴越南滋事摺」光緒四年九月。

⁹ 『劉忠誠公遺集』奏疏卷一五、光緒五年「請飭廣西提臣暫留關外督擒首逆片」七月二十四日。

¹⁰ ANOM, GGI/B21/26, Lafont à Pothuau, n°1288, 31 décembre 1878.

¹¹ 『劉忠誠公遺集』書牘卷六「復楊慶伯」光緒四年十月二十五日。

¹² 『申報』「越裳近事」光緒四年十二月二十三日。

いえ、この事実は李揚才が配下に規律を守らせるだけの統率力を有していたことを示している。最初期に李揚才追討に派遣された部隊の将校・兵丁の多くが李揚才に合流してしまうこともあったというが、これも彼の官軍内におけるカリスマ性を示唆していると思われる¹³。またフランス当局によれば、李揚才は人々から「強い敬意」を受けていたとしており、兵士だけでなく民間においても尊崇の念を持たれていたようである¹⁴。

ベトナムにおける軍事活動に関する史料に李揚才の名がはじめて現れるのは、管見の限り、1870年に行われた「剿匪」の成果を報告する広西提督馮子材の奏摺である¹⁵。この時の論功行賞の提案で、李揚才はその功績によって都司から補用游撃への昇格を推薦されている。以後、ベトナムでの軍事行動に関する清朝官員の文書にはたびたび彼の名前が現れる¹⁶。1873年前半に広西省の思恩州の反乱鎮圧に駆り出されているが、同年の後半には再び広西省とベトナムの境界に戻って「剿匪」にあたっている。そして1875年には黄崇英率いる黄旗軍の掃討に参加している¹⁷。李揚才は、1876年には提督銜（虚官として提督）・記名総兵（軍機処の名簿で総兵相当の軍功として登録）となっている。清朝の武官（地方）は高位から、提督—総兵—副将—参将—遊撃—都司—守備—千総—把総となっていた。1870年に都司だったことに鑑みれば、比較的短期間に昇進を繰り返したことになる¹⁸。彼はまた、バトルの称号（俊勇巴圖魯）も授かっている。ただし、実缺（実職、実際のポスト）としては、李揚才は署広西潯州協副将にとどまっている。1877年の旧暦八月に署広西潯州協副将の任を終えていちど郷里へ戻った後には、明らかに冷遇と言える扱いを受けた。広西巡撫楊重雅と面会して任用を求めたが、広東省に出向いてそこで「差遣」つまり臨時職があてがわれるまで待つように指示されている。李揚才自身は挙兵の後に広州將軍長善に送った文書で、「知州・知県に侮辱を受け、巡撫・道台に欺かれた（州縣凌辱、撫道挾詐）」と訴えており、彼は広東省・広西省の文官たちと折り合いが悪かったと見られる。この点について、上諭で調査を命じられた両広総督劉坤一は事実ではない旨を上奏しているが、その中で広西巡撫楊重雅が李揚才を広西省で任用を継続しなかった事実には言及している。また劉坤一は「李揚才はもとより食い詰めた候補官（李揚才本候補窮員）」と述べ、李揚才の幕友であった陳奇毅による俸給未払いの供述をとりあげている¹⁹。広東省・広西省の文武官員が、経済的に困窮する李揚才に冷淡だった雰囲気はこの書きぶりからも十分に伝わってくる。もちろん、当時は中国各地での反乱平定で軍功を挙げた者が非常に多く、そのため清朝朝廷は彼らの功績に見合う実缺をあてがうことが困難であった。また、1876年に清朝軍の北圻での「剿

¹³ 『申報』「粵兵降逆續聞」光緒四年十一月二十五日。

¹⁴ ANOM, GGI/B21/26, Lafont à Pothuau, n°81, 28 janvier 1879.

¹⁵ 『軍牘集要』卷六「馳陳安邊河陽叛匪全股蕩平摺」同治九年八月。

¹⁶ 『軍牘集要』卷七「官軍克復從化府城摺」同治十年十二月十九日、同「官軍攻剿越匪海太一律肅清請旨獎卹摺」同治十一年二月。

¹⁷ 『劉武慎公遺書』卷一七「攻破越匪老巢生擒首逆摺」光緒元年九月十三日、同一八「攻克越南者巖賊巢收帶入關疏」光緒元年十二月二十二日。

¹⁸ 『劉武慎公遺書』卷一〇「剿降越匪殄擒瓊武股匪逆疏」同治十一年二月初九日、同卷一七「攻破越匪老巢生擒首逆疏」光緒元年九月十三日。

¹⁹ 『劉忠誠公遺書』奏疏卷一三「遵查李揚才咨呈所稱並無實迹片」光緒四年十二月十七日。

匪」をいったん終了して撤退したが、これによって遠征に参加した武官を内地に再配置しなくてはならなくなったわけであるから、実缺はますます足りなくなっていたであろう²⁰。もちろん、性格上の問題や官界遊泳に拙いなどの李揚才個人の問題もあったかもしれない。とはいえ、武官として十分な能力と戦功があり、提督・総兵相当の官等を持ちながら、実缺が与えられるのを待つ一介の候補官に過ぎなかった事実を照らせば、李揚才は相応しいポストを得られていなかったと言わねばならないだろう。実際に、このような文武官員のポスト不足を李揚才の反乱の原因と見る『申報』の論説記事も出ている²¹。

1878年の旧暦四月に郷里に戻った李揚才は、そこで家産を処分し、手勢を集めて、1878年9月25日にベトナムへと侵入した。この時に彼が広西巡撫へ送った文書には、自らの立ててきた戦功と、篡奪された祖先の李朝の回復を目指してベトナムへ向かう旨が書かれていたという²²。さらに李揚才は、広西將軍長善に送った文書において、次のように主張している。

越南国はわたしの祖先の立ち上げた家業であり、黎や阮の各姓によって次々と篡奪されました。現在の阮姓の王は柔弱にして無道で、赤子たる民の反発を買い、彼らが国外の匪賊と結託し、各地を蹂躪するようにしてしまつて、人民が流浪・離散の憂き目に遭うこととなつており、それら匪賊は広東省欽州・広西省龍州・広西省太平府内各地の辺境を侵犯するようにもなつております。目下各地の都市を回復し、上奏して辺境の防備を整えて匪賊の侵入を防ぐようにしたものの、ベトナムの逆賊を一日たりとも鎮定できないようならば、辺境の防備を一日たりとも解くことができないので、軍を疲弊させ軍事費を消耗する懸念が残ります。私はベトナムの皇族であるので、先祖の旧業をとりかえそうと考え、十数万の軍隊を立ち上げ、住む場所を失つた飢えた民たちを引き連れて、ベトナムの奪取に向かいます。もしベトナムが平定されたならば、龍州など各地の辺境の防備が不要となるだけでなく、飢えた民もその地に落ち着かせることができ、これによって中外ともに安らかとなりますので、(私の今回の)一つの行動でいくつもの成果をもたらすこととなります。さらにベトナム国土すべてが私のもとで統一されたならば、これまでどおり朝貢し、期日を違えたりなどしません²³。

この文章は、李朝の復興を掲げることで、「越南国王」として清朝皇帝に承認されることを

²⁰ 「代辦広西巡撫慶愛奏報入関各軍部署折」光緒二年三月二九日（『広西会党資料匯編 1804-1904』広西人民出版社、1989年、352-356頁）。

²¹ 『申報』「論李揚材作亂大勢」光緒四年十一月二十五日。

²² 『劉忠誠公遺集』奏疏卷一三「在籍總兵擅往越南滋事請革職拏辦摺」光緒四年九月十七日。

²³ 『軍牘集要』卷八、「兩廣督撫水陸提督將軍會奏總兵心懷叵測招勇潛往越南滋事請旨斥革拿辦摺」光緒四年九月。越南國系伊祖業、被黎・阮各姓次第篡立。今阮王懦弱無道、激變子民、勾結外匪、蹂躪各郷、人民流散、并侵犯廣東之欽州、廣西之龍州、太平府各屬邊境。現雖克復各處城池、奏設邊防、以遏賊竄、然安南逆匪一日不靖、則邊防一日難撤、不無老師靡餉之虞。伊系越南宗室、欲復舊業、即舉兵十數萬、帶同失所飢民、徑取越南。如安南底定、不特龍州各處邊境無用防守、即飢民猶可安插、從此中外靖安、一舉而數備焉。更得安南山河全歸一統、仍然按例上貢、無敢稍有故違。咨請代奏。

李揚才が期待していたようにも受け止められる。あるいは、ベトナムの占領のみが目的であって清朝に対して弓引くものでないと表明することで清朝軍の追撃を躲そうとしたのだろうか。

いずれにせよ、李揚才は名を李達廷とあらため、「奉天承運、皇圖鞏固、帝道遐昌」という字句を刻んだ「偽印」を作り、「順成王」と大書した黄旗を掲げて行軍した。「偽印」の印文や黄旗を掲げたということや、ベトナム王朝が国内では「皇帝」号を用いていたことからすると、実際には「王」ではなく「帝」と名乗っていたのかもしれない。また一説には「順清」という年号を立てたとされる²⁴。

さらに李揚才は、李春芳を「丞相」、李世獻を「軍師」、鍾萬新を「總統」、劉廷光を「總理營務処」といった役職に任じている²⁵。「先鋒」として李揚佳・李世宣・李世環・李世彬・李世生といった人物が名を連ねており、通字から見て親族がそれぞれ部隊の長を務めていたと考えてよいだろう。「丞相」を置いていることから、李揚才が国家の体裁を整えようと意識していたこともわかる。

李揚才のベトナム侵入は、ベトナムの植民地化を目指していたフランスも刺激した。仏領コーチシナ総督ラフォンは、阮朝はもとより、清朝に李揚才を鎮圧する能力はないと本国に報告する。

たしかに、中国もベトナムの救援にやってくる可能性があります。しかし、彼らはそれがとても困難であることをわかっております。目下のところ、広西省では中国政府よりも李揚才が優勢です。新疆での戦争は終結には程遠く、より深刻な脅威としてロシアの介入を引き起こしかねません。現在、海南島ではとても深刻な反乱が起きており、このことを巡撫は知っております。そして、経費の欠乏から、両広総督が鎮圧に必要な数の兵士を派遣することは不可能です²⁶。

フランス本国政府も、清朝・阮朝に反乱を鎮圧する実力はないと見たようで、李揚才を自らの協力者として取り込んでのベトナムの植民地化、具体的には保護国の君主として承認したうえでフランスの保護権を規定した新条約の草案を海軍省・外務省を中心に策定し、李揚才との条約交渉の権限をコーチシナ総督と駐ハノイ領事に与えた²⁷。

他方、北京に駐在していたフランス駐清公使ブルニエ（Antoine Edmond, vicomte de Brenier de Montmorand）の予測はラフォンや本国政府とは違った。ブルニエは、「現在の中国の状況では、重大な規模に広がりかねない広西省由来の反乱」の鎮圧に「最大限の関心を持っている」ので、清朝はただちに派兵に動くとし、本国に対応策を準備するように促した²⁸。そして、ブルニエの見立て通り清朝は迅速に出兵に動き、各地で李揚才の軍団と戦闘を繰り広げつつ、1年後には李揚才を捕えた。李揚才は広西省の省会の桂林に送られて処刑され、その首はふたたびベトナムに送られて梟首とされた。フランス駐ハノイ領事ケルガラデック（Le Jumeau Alexandre Camille Jules Marie, Le comte de Kergaradec）は「もしも中国当局が追討に大

²⁴ 『申報』「越裳近事」光緒四年十二月二十三日。

²⁵ 『軍牘集要』卷八、「攻克者岩詳細情形摺」。

²⁶ Livre jaune, N°42, Lafont à Pothuau, le 16 décembre 1878.

²⁷ Livre Jaune, N°39, Pothuau à Waddington, le 30 décembre 1878.

²⁸ Livre Jaune, N°37, Brenier de Montmorand à Waddington, 10 novembre 1878.

軍を投入しなかったならば」、李揚才は「ベトナム政府の難敵、そして我らフランス自身も無視できない勢力となるような可能性も生じていたことでしょうに」と悔し気にコーチシナ総督に報告している²⁹。

第2章 清朝官員とベトナム在住華人の絡んだ不祥事

管見の限り、中国王朝の武官がベトナム旧王朝一族の末裔を名乗って蜂起するというのは、他に類例がない。しかし、清朝文武官員と在ベトナム華人の不祥事という枠で考えると、1870代以降にいくつかの事例を見つけることができる。

例えば1870年、阮朝の嗣徳帝が広西巡撫蘇鳳文に咨文を送り、馬雲標という武官などの行いを告発した。嗣徳帝の咨文によれば、清朝軍の都司の馬雲標が、広西提督馮子材名義の文書を寄こして次のように訴えたとある。馮子材名義の文書の内容はこうだという。馬雲標は「好桂（良質のシナモンの意か？）・犀角（犀の角）」の購入のためハノイに向かったが、たまたまそこで同郷人の張禄と会ったので、彼に銀を渡して清化省に行つて「好桂・犀角」の購入を頼んだ。しかし、その後に張禄の使いの李四が戻つてきて説明するには、清化省郎正州で「犀角・熊膽（熊胆か？）・玉桂（貢桂に同じ、シナモン）」などを購入したが、当地の該総の畏という者（該総は地方行政単位である総の統括者）に余つた銀とともに奪われ、張禄と李四も拉致されたが、李四だけは逃げ出して戻つてきた。馬雲標は馮子材の許可を得て清化省に調査に向かうことになったので、阮朝当局が護衛の兵を出すようにとのことだった。ところが実際には、馬雲標は海路で南定省に入り、清化省での調査のほか、南定省に「貢桂（シナモン）・犀の角・柳楠（きやら）・蘆薈（ろかい）」などを購入・献上するように求めたという。そして清化省が調査・報告したところでは、李四は清化省郎正州で代理購入を依頼された品々は手に入れられなかったと供述したという³⁰。そして、嗣徳帝は咨文の末尾で馬雲標が前年にベトナムで「桂皮（シナモン）」を密売して手配中であると述べ、馬雲標は彼と結託して架空の略奪事件をでっち上げたとしている³¹。この嗣徳帝の咨文を受けて、広西巡撫蘇鳳文は「内容が非常に不審（其情甚爲詭譎）」であると見て、馮子材に問い合わせるとともに事の顛末を上奏した。結果、上諭がくだり、馬雲標は革職の処分を受けることとなった³²。なお、この馬雲標は李揚才討伐に参加し、馮子材は奏摺で彼の原官の回復を要請している³³。

1871年、広西提督馮子材は奏摺・附片で、広西省太平府内での釐金の「私抽」など6項

²⁹ MAE/MDA,36, Kergaradec à Le Myre de Vilers, 29 octobre, 1879, un document annexé du document de Le Myre de Vilers à Jaureguiberry, 9 novembre 1879.

³⁰ なお、岡田雅志によれば、19世紀前半においてすでに、華人商人が中国から清化省にシナモンの買い付けにやってくるようになっていたという（岡田雅志「シナモンから見る近世東アジアの薬用資源流通と薩摩地方」岡田雅志・柳澤雅之編『アジアの薬用植物資源の生産・流通・利用の歴史に関する学際的研究—シナモンがつなぐベトナムと日本』、CIRAS Discussion Paper, No.97, 2020年）。

³¹ 故宮博物院・軍機処檔摺件、文献番号106160、広西巡撫蘇鳳文「奏請將都司馬雲標等革職摺問」同治九年十二月二十七日。同文献番号106161、「越南國王阮福時來文照録」。

³² 『穆宗毅皇帝實録』卷三〇五、同治十年二月十五日の条。

³³ 『軍牘集要』卷八「官軍進剿者岩攻克賊壘多處摺」光緒五年四月二十五日。

目からなる「劣跡」を挙げて、元太平知府徐延旭を弾劾した³⁴。これに対して上諭がくだり、広西巡撫劉長佑が調査を行うこととなった³⁵。そこで馮子材は劉長佑に咨文を送り、さらなる情報を伝えている。咨文では、太平府においては、上は任務を与えられてベトナムに赴く官員から、下は兵士にいたるまで、アヘンや西洋式の大砲を携帯して華人私兵集団のもとに行き、女性・児童・家畜と交換して帰り、衙門は「賊の牛」から税を徴収している、と指摘されている³⁶。1884年、北圻駐留の広西省軍は北寧の戦いでフランス軍を前に潰走し、この時に軍紀の乱れが暴かれて徐延旭も弾劾されており、このことに鑑みれば馮子材の徐延旭に対する告発は事実を反映していたように見える³⁷。

しかし、馮子材の告発に対し、徐延旭も黙っていなかった、2010年に刊行された『光緒朝中法戦争奏稿函電』に採録されている徐延旭への供述書には、次のような馮子材の行いも暴露されている。

平而関と水口関の二つの関、および船着き場については、龍州庁と龍憑營の文武官員が人を遣って監督しておりますので、文官だけが職務にあたっているではありません。実のところ、提督はベトナムで木材用の山を10か所あまり購入しており、提督直属の外委韋如岡に命じて、龍州の大物匪賊である曾學文とともに、材竹や材木の運搬に行き来させ、関のたもとで売り出させておまして、そもそも検査などしていなかったのですが、いかんせん曾學文は長年にわたる賊であることから、訴えが非常に多く、彼が匪賊と通じて弾薬や武器を携行することがまこと懸念されましたので、検査しなくてはなりません。提督は貨物の販売を監査することが、彼の商売を妨害するものと思ひ、たいへん怒りました³⁸。

曾學文はあくまで清朝領内の龍州を拠点にする華人私兵集団だが、馮子材がベトナムに持っていた山地から木材の伐採・運搬するのに関わっていたというから、大勢の手下を連れて広西省と北圻を往来していたことになる。

結局、広西巡撫劉長佑は、馮子材による徐延旭の告発は誤った伝聞に基づくものや地元の人々の慣例に基づくものとする調査結果を上奏し、硃批によって「詮索しなくてよい（著毋庸議）。」とされた³⁹。では、劉長佑の上奏のとおり、馮子材の告発が虚偽もしくは誤解であったのだろうか。徐延旭が指摘した馮子材と曾學文の関係については、劉長佑の奏摺においては言及すらされていない。これは不可解であり、劉長佑が徐延旭を庇って馮子材と裏取引

³⁴ 『軍牘集要』卷七「特參知府劣跡摺」同治十年八月初七日、同「附西撫特參知府勇數缺額摺」同治十年八月初七日。徐延旭による釐金の「私抽」については、林正子「黄冕—もう一人の釐金創始者」『史苑』36、1975年も参照。

³⁵ 『穆宗毅皇帝實錄』卷三一九、同治十年九月初六日。

³⁶ 『征南輯略』卷五、馮子材の劉長佑宛咨文、同治十年十一月十二日。

³⁷ 廖宗麟・張壯強「徐延旭和中法戦争の前期失利」『歴史教学』2002年第6期。

³⁸ 『徐延旭親供』（『光緒中法戦争奏稿函電』全国図書館文献縮微複製中心、2010年）。至平而・水口兩關以及船埠、向係龍州廳・龍憑營文武派人稽查、不獨文員之任也。實因提督買越南木山十餘處、派標下外委韋如岡、協同龍州巨匪曾學文、往來運竹木、發賣關口、本不敢查、無如曾學文積匪、控呈甚多、誠恐其勾通賊匪夾帶軍火・器械、不得不查。提督以爲查其販賣貨物、阻其生理也、大怒。

³⁹ 故宮博物院・軍機處檔摺件、文獻編號111214「奏報署太平知府徐延旭被參各節、查無實據事」同治十二年閏六月二十七日、および同治十二年八月十四日付硃批。

した可能性がある。そして、徐延旭や広西省軍は、1884年に北寧でフランス軍に大敗すると、その軍紀の乱れがおおやけにされることとなっている⁴⁰。この頃に著された「關外隨營筆述」という文章には、次のような「剿匪」の実態も示されている。

（清朝の）部隊は行った場所のどこでも、軍營を築いてその中にいるのではなく、將兵みなが村落に入り、村民の住居全てに居候して、匪賊とは距離を取って、陰でお互いの面子を保つように、双方が縄張りを犯さぬように取り決めをするのだ。しばらくして、匪賊が別の場所へ移ったなら、勝利して土地を取り戻したと嘘の報告を行う。もしも主要な匪賊で逮捕せざるを得ない場合には、司令官が懸賞金を出すと、賊徒が首領を捕まえて引渡にくるので、そこで戦いで捕虜にしたとして報告するのである。このような悪習は長らく行われてきたものである⁴¹。

清朝地方官と在ベトナム華人の絡む不祥事は、1880年代以降に書かれた欧米人の文章にも、たびたび現れる。清仏戦争の際に従軍記者として現地に赴いたイギリス人のスコット（Sir James George Scott）は、この頃の広東省東興に駐在する欽州州判と対岸にある北圻の都市・芒街（モンカイ）の華人商人たちの関係について、次のように記している。

芒街は、北圻に腰を落ち着けて単なる略奪をやめて手の込んだ悪事をするようになった中国の叛徒の港として知られている。...（芒街には）公司すなわち華人通商ギルドの他には、何の役人もいない。各商店は大勢の苦力を抱え、これら苦力が町の自警団を編成し、夜警の際には竹製の棍棒を互いに打ち鳴らして彼らが眠らず警備にあたっていることを見せつつ、老人に声をかけ、あたりに泥棒がいないこと、火事がないことを知らせて回る。...川の反対側には、広東省の東興街があるが、商業もしくは富の影は微塵もない。そこは欽州府に所属する町の一つで、そこにいる下級官僚（欽州州判）は、やましいところのない、道徳について見識の深い男だ。彼は自分が皇帝の臣下であり、地方当局に対する責任を負っていることを忘れていないが、それと同じくらいに、芒街の商人たちが富裕で強大だという事実敏感なので、行動もそれに沿ったものになる。ベトナム側にいる友人たちに会うため、彼はたびたび川をわたり、そこでいつも最も心のこもった歓待を受ける。荷を積んだジャンク船が白崙河を渡るのを見逃し、豪華な隊商が欽州へつづく道をゆくを見て見ぬふりする男には、いくら敬意を払っても払いすぎることはないのだ⁴²。

芒街は、広東省との境界にある広安省の街で、華人の集住地として知られ、中国・ベトナム間の密貿易の拠点となっていた。スコットの記述から、対岸にいる欽州州判は芒街を拠点とする「公司」から恒常的に款待を受け、見返りに「公司」の密貿易を見逃していたとわかる。1890~1900年代の華人私兵集団と広東省・広西省・雲南省官員の関係に関する欧米人の記述も参考になる。

⁴⁰ 廖宗麟『中法戦争史』天津古籍出版社、2002年、311頁、龍章『越南与中法戦争』台湾商務印書館、1996年、230-231頁。

⁴¹ 『越事備考』卷一「關外隨營筆述」。防營所到、不紮營壘、悉入村、盡住民房、與賊遙踞、暗約彼此互留體面、兩不過界。日久、賊困他徙、則虛捏勝仗、報克復地方。若首要巨匪、不能不獲者、則統領懸賞、自有賊黨縛獻、以擒獲入告。錮習久歷年所。

⁴² James George Scott, *France and Tongking: A Narrative of The Campaign of 1884 and The Occupation of Further India*, London : T.F. Unwin , 1885, pp.234-236.

李揚才事件から 20 年近く後の史料となるが、1890 年代半ばに北圻で華人私兵集団の掃討作戦に加わったフランス陸軍のリヨテ少佐 (Louis Hubert Gonzalve Lyautey、のちに仏領モロッコ総督) は、私信の中で、華人私兵集団が以前から清朝官員と深い関係にあったことを匂わせる記述をしている。

ずっと以前から、十分な俸給を支払われていないマンダリンたちは毎年、子飼いの軍団をベトナム人に向けて放ってきた。...我々フランスと中国との最も明白な紛争は、国と国の問題ではなく、我々がその収入源を干上がらせることになるマンダリンたちの邪心に由来する⁴³。

よく知られているように、清朝官員の公式の俸給は極めて低く、様々な形で非公式の収入を得ていた。リヨテの見立てが正しいとすれば、清朝の地方官を支える非公式の収入に華人私兵集団から上納される金銭が含まれており、それゆえ清朝地方官はベトナムで活動する華人私兵集団を支援・庇護していたことになるだろう。

同じく北圻での華人私兵集団掃討に参加していたフランス陸軍のファマン少佐 (Pierre Famin) による、北圻での「海賊行為」についての考察も非常に参考になる。彼はまず、北圻と広西省の間の取引においては、「海賊行為」が公式の通商を上回っていると指摘する。その当時、広西省と北圻の間の取引は年間 800,000 フラン程度であり、広西省での生産活動も低調であった。ところが、当時の龍州や南寧、あるいは国境線沿いでは大規模な通商活動が行われていた。これはいったいどういうわけか。ファマンは「あまり重要でない平常の商取引と並んで、もう 1 つの不規則でこのうえなく重大な商取引、つまり海賊行為」があると指摘する。そしてファマンは、海賊行為の一例としてアヘン取引をとりあげ、次のように解説する。

海賊商売のこの取引部門 (アヘン取引) の重要性を理解するために、いくつかの数字を引用しよう。1891 年に、800,000 フラン (500,000 両) のアヘンが公式に龍州に入ったが、そのうちの 125,000 両が国内で消費された。残りはすべて北圻へ持ち込まれた。つまり、中国では約 600,000 フラン (375,000 両) で、これは保護国 (たるインドシナの価格) では 2,000,000 フラン以上に相当する⁴⁴。

そのうえでファマンは、広西省の重要都市である南寧の巨商たちを元締めとして広西省各地の商人も参加する「結社 (la société)」のネットワークがあり、これが北圻の華人私兵集

⁴³ Louis Hubert Gonzalve Lyautey, *Lettres du Tonkin et de Madagascar (1894-1899)*, Paris : Librairie Armand Colin, 1920, Tome 1, la lettre du 6 mars 1895. ... depuis des siècles, les mandarins mal payés ont lancé chaque année sur eux des bandes de mandarins, Le plus clair de nos difficultés avec la Chine vient, non pas de questions nationales, mais de la mauvaise volonté des mandarins dont nous tarissons les revenus;

⁴⁴ Famin, Pierre, *Au Tonkin et sur la frontière du Kwang-Si*, Paris : A. Challamel, p. 251. Pour donner une idée de l'importance de cette branche du commerce pirate, citons quelques chiffres : En 1891, il est entré officiellement à Long-Tchéou pour 800.000 francs d'opium, soit 500,000 onces (taëls) sur lesquelles 125.000 à peine ont été consommées dans le pays; tout le reste a été introduit au Tonkin, soit : 375.000 taëls représentant environ 600.000 francs en Chine et plus de 2 millions dans le pays du Protectorat.

団に海賊行為を行わせているとする。そして、このような「結社」は、「海賊行為」によって莫大な利益をあげている一方で、大きなリスクや負担も強いられていると、ファマンは説明する。

なるほど海賊行為に出資し注文する結社は、おおかた重い負担を抱えている。なぜなら、海賊の指導者に支払われる物資や現金の形での前金はしばしば高額になるのだが失敗した場合に失われる可能性があり、それを考慮の外におくとしても、おそらくは国境のすべての官僚から幫助あるいは黙許を得るために多額の金額を支払う義務を負っているからである⁴⁵。

1890年代の北圻・雲南省間の密貿易についても、官員の関与を指摘する著述は少なくない。塩の密貿易については、インドシナ植民地の開発を推進するグループの主催した会議で、リヨン絹貿易商ピラ (Ulysse Pila) が、

かくのごとく、ベトナムの天然産品であり、相当な通商額となる可能性を持つ塩は、官員自身が参加する恒常的な密輸の品目の一つになっている⁴⁶。

と指摘している。雲南省や広西省の文武官員や兵士が密貿易に関与しているという指摘は、1900年代の『海関報告』にも見える⁴⁷。

かくも時代を通じて繰り返され言及されていることに鑑みれば、表沙汰にならなかったベトナムと隣接する諸省の文武官員・兵丁が北圻で活動する華人私兵集団の関係も相当に存在したものと推測される。清朝の文武官員・兵丁と華人私兵集団の癒着は、むしろ常態であったのではないかと疑われるのである。

第3章 李揚才とベトナムの華人私兵集団

(1) 挙兵前の謀議

上述したように、李揚才は1870年頃から1876年まで、ベトナムにおける広西省軍の遠征に従軍していた。このためベトナムの地理や風土、ひいては阮朝の北圻統治が弱体化していたことも、彼はよく認識していたと考えられる。この点については、馮子材も、奏摺において、

わたくしめが考察しますに、李揚才は遠征に参加して国境を越え、ベトナムの地理や状況において隙のある部分とない部分あるいは実際の国力について、相当に熟知し、かの

⁴⁵ *Ibid.* Il est vrai que la société, qui commandite et dirige la piraterie, a probablement de lourdes charges, car, sans compter les avances souvent considérables faites aux chefs pirates sous forme de marchandises ou d'argent comptant et qui peuvent être perdues en cas d'insuccès, elle est sans doute obligée de verser de fortes sommes à tous les mandarins de la frontière pour obtenir leur bienveillance, sinon leur complicité ;

⁴⁶ M. Ulysse Pila, *Ce que on peut faire au Tonkin, conférence faite sous le patronage de Union Coloniale française, le 4 février 1897*, Paris : Union Coloniale française, 1897. Ainsi le sel, qui est un produit naturel de l'Annam et qui pourrait donner lieu à un trafic considerable, est devenu un article de contrebande courant, à laquelle les mandarins eux-mêmes participant.

⁴⁷ Chinese Imperial maritime customs, Shanghai, Statistical Department of the Inspectorate General, *Trade Reports and Returns, 1901*, Mengtsh Trade Report, p. 740. *Trade Reports and Returns, 1904*, Lungchow, Trade Report, p.946.

国を侮る気持ちを持つようになったのでしょ⁴⁸。
と説明している。

また、北圻を占領するには相当の兵力が必要となる。ベトナム侵入当初 4~5,000 名程度の手勢は、2~30,000 名程度まで増加し⁴⁹、「一時は匪賊が次々と蜂起して呼応し、内外の人心は動揺した（一時匪徒群起響応、中外人情大震）」という。李揚才の蹶起後に参加した者も多数いたと思われるが、あらかじめ約束を取り付けていた華人私兵集団の参加も、兵数の確保に大きく寄与した⁵⁰。

『劉永福歴史草』には、次のような李揚才の部下と華人私兵集団の首領たちの反乱前の謀議に関する記述がある。

時に（広西）提督馮子材の部下の将官である李揚才は、欽州が原籍であったが、ベトナムの王になろうという妄想して、とうとう反乱を起こし、ひそかに鍾花五をベトナムに行かせて、各首領を招集して彼らと会議のうえ取り決めをした。李亞生・大傢伙（楊大加）は三圻を攻略し、文二（文炳雄）は十洲から猛德に出て興化省の猛物【梅山州】を攻略し、黄十は猛架【山羅州】を攻略し、葉成林が支配する二地域の兵は山西を攻略し、李揚才は大部隊を興して、広西から（ベトナムへ）入り、まず諒山・北寧の一带を攻略し、そののち機会を見てさらに各地域を攻略する。ラオカイは兵糧を頼る地域として保全し、脅かしてはならない。議論がよくまとまったので、各人は天と地に向かい、鶏の首を切って、血酒をすすり、「永久に反悔せず」と述べたという。鍾花五は急ぎ手紙を李揚才に送って知らせ、以上の経緯を説明した⁵¹。

この記述が正しいとすれば、李揚才は事前に華人私兵集団の首領から蹶起への参加の約束を取り付けていたことになる。この『劉永福歴史草』は、あくまで後年の劉永福の回想に基づくものであって、信憑性に疑問はある。しかし、『劉永福歴史草』以外にも、李揚才と華人私兵集団の首領たちの事前の謀議を匂わせる史料がある。『大南寔録』嗣徳三十一年五月の条に、

北圻諸省では近ごろ公務での派遣と称して越境する清国人が多いが、携帯する身分証の牌や票は色々で、真偽の判別が困難である。ここにまた管帶劉蔣花なる者が潯州協の李揚才に委任されて秘密工作を行いに来たとして、ハノイ・山西・北寧・興化の各省をへめぐり、そしてすぐに帰っていった⁵²。

⁴⁸『軍牘集要』卷八「官軍追擊叛將迭獲勝仗摺」光緒四年十一月。臣查李揚才前曾從征出關、於越南山川形勢虛實強弱、知之頗悉、有蔑視該國之意。

⁴⁹『劉忠誠公遺集』書牘卷六「致總署」光緒四年十一月二十九日。

⁵⁰『劉忠誠公遺集』奏疏卷一五「請飭廣西提臣暫留關外督擒首逆片」光緒五年七月二十四日。

⁵¹『劉永福歴史草』「六 劉永福之二度抗法」時馮提督子材部下將官李揚才、在欽州原籍、欲作越王妄想、竟起倡亂、秘密與鍾花五到安南、邀集各頭目會議決。李亞生・大傢伙取三圻、文二由十洲到猛德取興化猛物【即梅山州】、黄十取猛【即山羅州】、葉成林兩處人馬出取山西、李揚才起大隊人馬、由廣西入、先取諒山・北寧一帶、然後相機再取各處。保勝一處、留作糧食境界、不可動揺。相議妥當、各人對天地、斬雞頭、飲血酒、盟誓「永久不反悔」各等情。鍾花五即飛函通知李揚才、并將情由説明。

⁵²『大南寔録』正編第四紀卷五九、嗣徳三十一年五月。北圻諸省、近多有清人自稱公派越往者、牌票多門、真假難辨。至是復管帶劉蔣花自稱潯州協鎮李揚才委訪機密事、遍往河内・

という記載があり、反乱の数か月前に李揚才の命を受けたとして北圻に入って活動した人物がいたとわかる。この「劉蔣花」という姓名は、管見の限りでは他の史料において確認できないため、「鍾花五」の偽名の可能性がある。また、馮子材の奏摺には、「鍾萬新」は「鍾亞花五」と同一人物であるとの記載がある⁵³。一字異なるものの、『劉永福歴史草』に登場する「鍾花五」は実在の人物であると見てよいだろう。

また「劉蔣花」の活動について問い合わせるため阮朝の嗣徳帝が劉坤一・楊重雅に宛て送った文書には、次のような一文も含まれている。

潯州協の李が鍾萬新・李凱廷・李世賓らに札文で命じて興化省に赴かせて匪賊を偵察に行かせ、また陳佐邦にも票をもたせて公文を十州に運んで行かせております⁵⁴。

この陳佐邦については、楊重雅が奏摺の中で「この人物はたびたび李揚才のために十洲の土匪と関係を取りむすんだのです（其人屢爲李揚才勾結十洲土匪）」と説明している⁵⁵。また、このような李揚才の部下の活動は、当時から広西省当局にも捕捉されていた⁵⁶。『劉永福歴史草』のような、首領たちを集めての誓いの儀式が実際に執り行われたことを示す官側の史料はないものの、少なくとも李揚才が事前に華人私兵集団の首領から反乱への参加の約束を取り付けていたと見るのが妥当だろう。

ただ、ここで問題となるのが、北圻の華人私兵集団で最大の実力を擁した黒旗軍およびその首領の劉永福の去就である。フランス史料によれば、「世論 (l'opinion publique)」は劉永福と黒旗軍が李揚才によって買収されて戦争には参加しないものと見ていたという⁵⁷。同じ広東省出身であること、李揚才と華人私兵集団の首領たちの謀議の内容を知悉していたこと、ラオカイが補給地とされたことなどからすれば、李揚才が劉永福に何らかの打診をした可能性は高いように思われる。ただし、結局のところ黒旗軍は清朝・阮朝の側に立って李揚才の討伐に参加している⁵⁸。

(2) 在職時の李揚才と華人私兵集団との関係

このように、李揚才は華人私兵集団の首領たちと事前に示し合わせて蹶起したのであった。だが、李揚才は官途に行き詰った後にはじめて首領たちに接触したのかと言えば、そうではないようである。両広総督劉坤一は、奏摺の中で次のように述べている。

思うに李揚才は広東省の出身であり、長らくベトナムで軍事行動に携わったことから、

山西・北寧・興化諸省、尋復徑回。

⁵³ 『軍牘集要』巻八「馳陳李揚才攻打諒山省城官軍援剿獲勝並東省籌防各情形摺。」

⁵⁴ 『大南寔録』正編第四紀卷五九、嗣徳三十一年五月。潯州協鎮李札給鍾萬新・李凱廷・李世賓等往興化探匪、又票給陳佐邦齎公文遞往十州。

⁵⁵ 『中法越南交渉檔』第一冊、文書番号(66)楊重雅奏摺、光緒五年三月初二日に軍機処より交出。

⁵⁶ 『劉忠誠公遺書』奏疏卷一三「遵查李揚才咨呈所稱並無實迹片」光緒四年十二月十七日。又因統領廣西防軍候補道趙沃、見屢遣黨與前往越南股匪葉成林處、沿途不服盤詰、稟經臣與楊重雅、將其嚴加申飭、乃李揚才遂以此爲挾詐。

⁵⁷ ANOM, GGI/B21/26, Lafont à Pothuau, n°1288, 31 décembre 1878.

⁵⁸ 『中法越南交渉檔』(中央研究院近代史研究所、1962年)第二冊、文書番号(423)「計呈履歷」。

ひそかに各匪賊と気脈を通じており、各匪賊も彼がかつて副将であったことから、彼の肩書にあやかるうとし、彼の指揮を受けることを望んだのでしょう⁵⁹。

劉坤一は、軍機章京の錢應溥にあてた書簡でも、李揚才が「早くに内外の各匪と結んで悪事を働いていた（夙與内外各匪狼狽爲奸）」としている⁶⁰。さらに、楊重雅の後任として広西巡撫に就いた張樹聲も、「早くからベトナムの各匪賊と気脈を通じていたようです（夙與越南諸匪潛通聲息）」と、奏上している⁶¹。彼らの書きぶりは、李揚才が官軍の武官としてベトナムで「剿匪」にあたっていたころから首領たちと昵懇になっていたことを示唆している。

これら劉坤一と張樹聲の議論では、李揚才と首領たちの関係を示す具体的事例があがっているわけではない。ただ、彼らが憶測でこのように述べているとも考えにくいだろう。実は反乱よりも前（1876年もしくは1877年）に、劉坤一は李揚才の挙動に疑念を抱いて自らが命じた任務を解いたことがある。当時、李揚才は劉坤一の命を受けて黄旗軍の首領である黄成林の「招撫」つまり帰順工作を担当した。これについて、1877年12月に、劉坤一は道台趙沃に送った書翰で、次のような説明している。

連絡をもらったベトナムの股匪の葉成林の件は、私がフランス人の要請を受けて、以前に檄文で署潯州協李副将に委任して、招撫に行かせたものだ。のちにこの件に面倒が多く、また李副将が信頼できないようであったので、広西巡撫の審議と裁定を待つように命じている⁶²。

詳細はわからないが、葉成林は李揚才と「同里」の広東省欽州の出身であり⁶³、劉坤一はのちに「もともと李揚才と裏でつながっていた（葉成林本與李揚才暗通）」と述べている⁶⁴。

また、『大南寔録』嗣徳三十一年九月の条では、李揚才のベトナム侵入に呼応した李廣隆という人物に関して、「李四のことで、逆賊李揚才の一族で太原に居住している（即李四、逆才族黨、遇在太原）」と注記されている⁶⁵。つまり、李揚才には、ベトナム内に居住していた血縁者がいたのである⁶⁶。この李四については、1876年に他の「清地匪」とともに投降を申し出たと『大南寔録』との記載もある。

清地匪の陸之平・張十二・李廣隆・周成光・唐晩らが太原軍次に降伏を求め、協督尊室説がこのことを上奏した⁶⁷。

⁵⁹『劉忠誠公遺集』奏疏卷一五「請飭廣西提臣暫留關外督擒首逆片」光緒五年七月二十四日。蓋李揚才既係粵産、又久在越南用兵、與各匪潛通聲息、各匪以李揚才會爲裨將、亦願借其名號、受其指揮也。

⁶⁰『劉忠誠公遺集』書牘卷七「致錢子密」光緒五年九月二十三日。

⁶¹『張靖達公奏議』卷三「關外官軍合圍搜捕生擒首逆摺」。

⁶²『劉忠誠公遺集』書牘卷六「覆趙慶池」光緒三年十一月初三日。承示越南葉成林股匪、弟前因法人之請、曾經檄委署潯州協李副將前往招撫。嗣以事多格礙、且見李副將似難靠、遂飭候西撫院核辦。

⁶³『軍牘集要』卷八「馳陳李揚才攻打諒山省城官軍援剿獲勝並東省籌防各情形摺」光緒四年十月。

⁶⁴『劉忠誠公遺集』書牘卷六「致總署」光緒四年十一月二十九日。

⁶⁵『大南寔録』正編第四紀卷六〇、嗣徳三十一年九月。

⁶⁶ なお、この李四は馬雲標と行動を共にした李四とは別人物であると思われる。

⁶⁷『大南寔録』正編第四紀卷五五、嗣徳二十九年七月。清地匪陸之平・張十二・李廣隆・

ここで名前の挙がっている陸之平は、1875年から翌年にかけて李揚才を含む清朝軍の交戦相手であった⁶⁸。陸之平と連携もしくは行動を共にしていたとすると、李四も清朝軍と敵対していたと考えるのが自然である。とすれば、李揚才がベトナムで武官として「剿匪」に従事していた時期に、李四は「清地匪」として活動していたことになる。

清朝側の史料にも、李四についての記載がある。張樹聲は奏摺で、

李四はもとより李揚才の同じ宗族で、以前にベトナムの朱唏地方で広隆店を開いていた⁶⁹。

と述べている。また馮子材の奏摺にも、

考察しますに、朱唏地方はベトナム太原省の白通州の所轄で、山林が生い茂り、大小の道が枝分かれしていて、長年来の匪賊である李四が長らく拠点としてきたのですが、最近李揚才と結託し平静さを失って共に行動している。李四はもともと悪賢いと言われ、仲間も多く、もし早くに根絶やしにできなかったならば、必ずや彼らが煽動や誘惑を行い、時のたつほどに事態を深刻なものにしてしまうことでしょう⁷⁰。

とある。

これらの記載を総合すると、李四は、1876年よりも前からベトナムで経済活動を行っていて、清朝と阮朝より「匪賊」と位置づけられた、武装商人ということになるだろう。その当時に李揚才はベトナムで清朝正規軍の部隊を率いて「剿匪」にあたっていたわけであるが、後に共に蹶起することに鑑みて、彼がこの同宗の「長年来の匪賊」と関係を絶っていたとは考えにくい。

上述のような葉成林や李四との関係に鑑みるならば、劉坤一や張樹聲の述べるように、李揚才は武官在任時から、清朝と阮朝より見て「匪賊」に括られる華人たちと広く交流していた可能性が高い。そうであるならば、李揚才は、ベトナムの占領と国家樹立を目指すにあたって、ベトナムでの軍事行動に従事する中で培った華人私兵集団の首領たちとの縁に頼ったことになるだろう。

結論

李揚才事件の経緯について、以上の考察から導かれる蓋然性の高い推論を述べたい。

19世紀半ば以降、中国から多くの華人私兵集団がベトナム北部に流入して活動するようになった。それら華人私兵集団は、互いに抗争を繰り返しつつ、現地の華人商人と結びついて自らの縄張りを築いていく。他方、華人私兵集団の勢力拡大は、ベトナムの阮朝はもちろん清朝にとっても脅威であり、それゆえ清朝は1869年から阮朝と共同の「剿匪」に兵を派

周成光・唐晚等向太次乞降、協督尊室説以聞。

⁶⁸ 『劉武慎公遺書』卷一八「攻克越南者巖賊巢收帶入關疏」光緒元年十二月二十二日。

⁶⁹ 『張靖達公奏議』卷二「查明已革道員趙沃被參各節摺」。李四本與李揚才同宗、向在越南州唏地方開廣隆店。なお、「州唏」はベトナム側の漢字表記では「朱唏」となっており、訳文での表記はこれに従った。

⁷⁰ 『軍牘集要』卷八、「會奏關外征軍迭破賊巢摺」。查州佈地方、係越南太原省白通州所轄、山林叢雜、徑路紛岐、積匪李四久踞爲巢、近與李揚才勾結狼狽相附。李四素號黠桀、黨類衆多、若不及早殄除、必致轉相煽誘、滋蔓日甚。

遣し続けることとなった。

しかしながら、ベトナムに隣接する雲南省・広西省・広東省の文武官員および兵丁には、討伐の対象となっている華人私兵集団と関係を結ぶ者が跡を絶たなかった。そして李揚才も、ベトナムでの軍事行動に従事する中で華人私兵集団の首領たちと昵懇になっていたと見られる。当時、各省内においても文武官員や兵丁が「匪賊」と称されるような私兵集団と陰に陽に関係を持つことが広く見られたことを考え合わせれば、ベトナムでそれが再現されるのも自然なことと言える。

そして官途で行き詰まった時、李揚才はこうした華人私兵集団の首領たちとの縁故を恃みとしてベトナムでの国家建設の構想を練り、実際に首領たちと図って蹶起に至った、と推定される。つまり、ベトナムで自らの王国を築くという李揚才の野心は、彼がベトナムでの「剿匪」に従軍し、その時から首領たちと関係を築いていたことから生じたと見てよいだろう。このように考えれば、中国王朝の武官がベトナム国王の位の篡奪を目指して蜂起するという他に類例のない事件も、中国やベトナムを巻き込んだ大きな歴史の流れに沿った出来事と評することができよう。

そして、李揚才の人生は、黒旗軍の首領・劉永福のそれと見比べた時、清末中国社会の人の浮き沈みの激しさを雄弁に物語るものとなる。有能な武官ながら身を持ち崩して破滅した李揚才と対照的に、広西省の一反清勢力・延陵国の残党であった劉永福は同じ時期に同じ地域で栄達への階段を登っていた。劉永福は清・阮両朝の官軍に協力して鎮圧に参加し、かつて激しく争った黄旗軍に属する黄成林の勢力を傘下に収めることに成功した。すでに劉永福は、李揚才の挙兵の直前から、「捐納」という清朝の正規の制度も積極的に利用して清朝官府に接近している。1880年に広西提督として北圻駐留の広西省軍を統率した黄桂蘭は、黒旗軍について次のように述べている。

劉永福はまた雲南省の捐局で遊撃銜を捐納し、二品の封典も求めた。配下の勇丁はことごとく中国の人民であり、その營官や隊長もみな捐納によって雲南省から官職を授かっていた⁷¹。

また、劉永福自身が「二品封職・遊撃銜・越南三宣副提督」の名義で清朝当局に提出した履歴書には、

光緒三年六月初八日、雲南省の捐局で監生の身分から遊撃銜と加二級を捐納し、従二品の封典も求め、執照（証拠となる文書）だけ頂いたことが文案に記録されております⁷²。との記載がある。清仏戦争前にベトナムに入って黒旗軍と行動を共にした吏部主事唐景崧の『請纓日記』でも「中国遊撃銜・捐二品封典・越南三宣副提督」の肩書で標記される⁷³。劉永福は、「捐納」つまり金銭納付によって官員の肩書を得ていたのである。『請纓日記』にはまた、「劉永福は雲南巡撫から遊撃銜を与えられた後に、しばしば自ら兵糧・武器を用意

⁷¹ 『中法越南交渉檔』第一冊、文書番号（170）「照錄黃桂蘭來稟」光緒八年四月二十五日に署北洋大臣張樹聲が受領。（劉永福）又在雲南捐局捐遊撃銜、并請二品封典。所部勇丁概係中國人民、其營官・隊長均在雲南捐有官職。

⁷² 『中法越南交渉檔』第二冊、文書番号（423）「計呈履歷」。光緒三年六月初八日、在雲南捐局由監生報捐遊撃銜捐加二級、請從二品封職、祇領執照在案。

⁷³ 『請纓日記』光緒九年三月初八日。

して土匪を掃討した（淵亭蒙溟撫給遊撃銜後、屢自備餉械除土匪）」と記されていることから、「遊撃銜」や「二品封典」は雲南巡撫の承認を経たものであったとわかる⁷⁴。

なお、頭注に「同治十年」の出来事の記載がある『増修現行常例』を見ると、監生から遊撃の虚銜を得るには 1824 両、三品の虚銜を持つ人物が二品封典を得るには 1800 両を納めることになっている⁷⁵。もとより、地方当局は正額外財政収入を増やすために、「捐納」の定価を低く設定する傾向があったとされる⁷⁶。そのため、劉永福が上掲の額を納めたかはわからないが、劉永福ら以外の黒旗軍の幹部たちも「捐納」によって官員の肩書を得ていることからすると、少なくとも数千両程度の銀が雲南省当局に納められただろう。これはまた、黒旗軍は、官府の権威を積極的に利用する戦略性の高さを備えた組織であったと言える。この事実はまた、雲南・ベトナム間の貿易からあがる通行料収入による資本的な余裕が、黒旗軍の官府との関係構築を促したことも意味している。

〔凡例〕

以下の略称を用いた。

ANOM : Archives Nationales d'Outer-Mer, Aix-en-Provence.

GGI : Gouvernement général de l'Indochine.

Livre jaune : *Documents Diplomatiques, Affaires du Tonkin*, 1e partie. 1874-décembre 1882, Paris: Imprimerie nationale, 1883.

MAE/MDA : Ministère des Affaires étrangères, Memoires et documents, Asie.

⁷⁴ 同上。

⁷⁵ 『増修現行常例』「捐職銜」、同「捐封典」。

⁷⁶ 伍躍『中国の捐納制度と社会』京都大学学術出版会、2011年、104頁。